

# 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」 に関する状況等について

平成24年1月  
文部科学省  
ライフサイエンス課

## 1. 経緯

- 「動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動愛法」という)」は、平成17年に改正され、第四十一条に動物実験について「3R※」の記載がされた。これを受け、平成18年6月に文部科学省より、動物実験の適正な実施について定めた「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(以下、「基本指針」という)を告示(別紙1)。
- 平成22年7月、中央環境審議会動物愛護部会において、動愛法附則第9条に基づき、平成17年改正法の施行後5年を目途とした法の施行の状況の検討と、その結果に基づいた所要の措置について検討を行うため、「動物愛護管理のあり方検討小委員会(以下、「小委員会」という)」が設置された。
- 小委員会でとりあげる課題のうち、「実験動物の福祉」として、
  - ・届出制等の検討(届出制又は登録制等の規制導入の検討)
  - ・3Rの推進(実効性確保の検討)が挙げられた。平成23年12月に開催された小委員会において報告書がとりまとめられ、「実験動物の取扱い」の項目には、規制強化を積極的に推進する意見と、規制強化に慎重・反対の意見の両論が記載された(別紙2参照)

※代替法の利用 Replacement、使用数の削減 Reduction、苦痛の軽減 Refinement

## 2. 動物実験に係る体制整備の状況等に関する調査の実施について

- 文部科学省において、基本指針に関して、研究機関等の長の責務とされている機関内規定の策定及び動物実験委員会の設置などについての対処状況を把握することを目的として、平成23年6月～9月に調査を実施(調査結果は、別紙3参照)。

- 動物実験等を実施していると回答した機関 426 件のうち、研究機関などの長の責務とされている、機関内規程の策定及び動物実験委員会の設置等について、対応がされていなかった機関(57件)に対して、基本指針に基づいた対応を行うまでは動物実験を行わないことを確認し、さらに、通知により、10 月末までに対応を行うよう、文部科学省より指導していたが、平成 23 年 11 月現在、全ての機関より、対応した旨の報告を受けている。
- 併せて、「動物実験実施結果の研究機関等の長への報告・改善措置」や「教育訓練等」、「自己点検及び評価」等のいずれか1つでも対応を予定していると回答した機関に対しては、文部科学省より、平成 23 年 12 月末までに実施するように指導している。

### 3. 文部科学省の対応

- 平成 23 年度より、ライフサイエンスに関する大型プロジェクトの公募要領において、自己点検報告書の提出を求めることを記載。
- 今後、説明会の開催等を通じ基本指針の周知及び遵守の更なる徹底を実施予定。

# 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針について

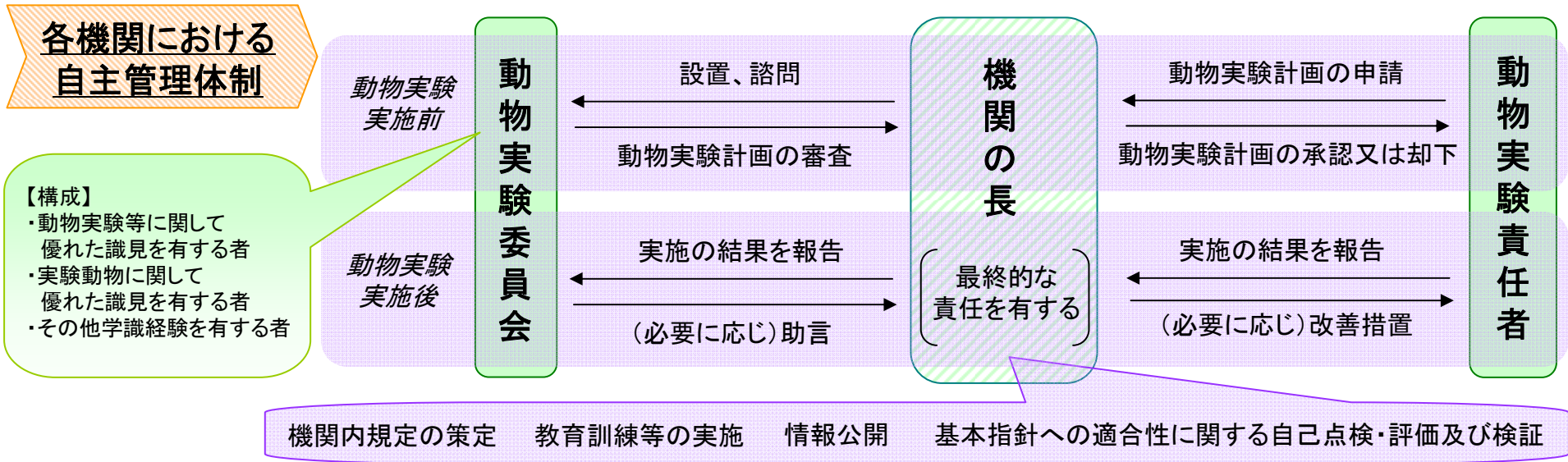
## 定義

**動物実験等** 動物を**教育、試験研究**又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供すること  
**実験動物** 動物実験等のため、研究機関等における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物

## 研究機関等の長の責務

- 機関内規程※の策定
- 動物実験委員会の設置
- 動物実験計画の承認
- 動物実験計画の実施の結果の把握
- 教育訓練等の実施
- 情報公開
- 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証

※ 動物実験施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法を定めた規程



研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針  
(平成18年文部科学省告示71号)

## 前文

地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要な、やむを得ない手段であるが、動物愛護の観点から、適正に行われなければならない。

このため、研究機関等においては、従前から「大学等における動物実験について（昭和62年5月25日文部省学術国際局長通知）」等に基づき、動物実験委員会を設けるなどして、動物実験指針の整備及びその適正な運用に努めてきたところであるが、今後も生命科学の進展、医療技術等の開発等に資するため、動物実験等が実施されていくものと考えられる。

一方、平成17年6月に動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）が公布され、動物実験等に関する理念であるいわゆる3Rのうち、Refinement（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）に関する規定に加え、Replacement（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）及びReduction（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。）に関する規定が盛り込まれた。

このような動物実験等を取り巻く環境の変化を受け、研究機関等においては、科学上の必要性のみならず、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）の規定も踏まえ、科学的観点と動物の愛護の観点から、動物実験等を適正に実施することがより重要である。

このような現状を踏まえ、動物実験等の適正な実施に資するため、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定める。

## 第1 定義

この基本指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等のため、研究機関等における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 研究機関等 次に掲げる機関であって、科学技術に関する試験、研究若しくは開発又は学術研究を実施するものをいう。

大学

大学共同利用機関法人

高等専門学校

文部科学省の施設等機関

独立行政法人（文部科学省が所管するものに限り、独立行政法人国立高等専門学校機構を除く。）

民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（文部科学省が所

管するものに限る。)

- (4) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (5) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。

## 第2 研究機関等の長の責務

### 1 研究機関等の長の責務

研究機関等の長は、研究機関等における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験委員会の設置、2に規定する機関内規程の策定、動物実験計画の承認、動物実験計画の実施の結果の把握その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じること。

### 2 機関内規程の策定

研究機関等の長は、法、飼養保管基準、基本方針その他の動物実験等に関する法令（告示を含む。以下同じ。）の規定を踏まえ、動物実験施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法を定めた規程（以下「機関内規程」という。）を策定すること。

### 3 動物実験計画の承認

研究機関等の長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験計画を申請させ、その動物実験計画について動物実験委員会の審査を経てその申請を承認し、又は却下すること。

### 4 動物実験計画の実施の結果の把握

研究機関等の長は、動物実験等の終了の後、動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずること。

## 第3 動物実験委員会

### 1 動物実験委員会の設置

研究機関等の長は、動物実験委員会を設置すること。

### 2 動物実験委員会の役割

動物実験委員会は、次に掲げる業務を実施すること。

研究機関等の長の諮問を受け、動物実験責任者が申請した動物実験計画が動物実験等に関する法令及び機関内規程に適合しているかどうかの審査を実施し、その結果を研究機関等の長に報告すること。

動物実験計画の実施の結果について、研究機関等の長より報告を受け、必要に応じ助言を行うこと。

### 3 動物実験委員会の構成

動物実験委員会は、研究機関等の長が次に掲げる者から任命した委員により構成することとし、その役割を十分に果たすのに適切なものとなるよう配慮すること。

動物実験等に関して優れた識見を有する者

実験動物に関して優れた識見を有する者

その他学識経験を有する者

## 第4 動物実験等の実施

### 1 科学的合理性の確保

動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえ、動物実験計画を立案し、動物実験等を適正に実施すること。

(1) 適正な動物実験等の方法の選択

次に掲げる事項を踏まえ、適正な動物実験等の方法を選択して実施すること。

代替法の利用

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

実験動物の選択

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮する必要があること。

苦痛の軽減

動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。

(2) 動物実験等の施設及び設備

適切に維持管理された施設及び設備を用いて実施すること。

2 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等

研究機関等の長は、安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する際には、次に掲げる事項に配慮すること。

物理的、化学的な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、研究機関等における施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。

飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう施設及び設備を保持するとともに、必要に応じ、検疫を実施するなどして、実験動物の健康保持に配慮すること。

遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、研究機関等における施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。

第5 実験動物の飼養及び保管

動物実験等を実施する際の実験動物の飼養及び保管は、法及び飼養保管基準を踏まえ、科学的観点及び動物の愛護の観点から適切に実施すること。

第6 その他

1 教育訓練等の実施

研究機関等の長は、動物実験実施者及び実験動物の飼養又は保管に従事する者（以下

「動物実験実施者等」という。) に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施その他動物実験実施者等の資質向上を図るために必要な措置を講じること。

## 2 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証

研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。

## 3 情報公開

研究機関等の長は、研究機関等における動物実験等に関する情報（例：機関内規程、動物実験等に関する点検及び評価、当該研究機関等以外の者による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等）を、毎年 1 回程度、インターネットの利用、年報の配付その他の適切な方法により公表すること。

## 附則

この基本指針は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

## 動物愛護管理のあり方検討報告書

平成 23 年 1 2 月  
中央環境審議会動物愛護部会  
動物愛護管理のあり方検討小委員会

### 1. 検討の経緯

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。）は、議員立法で制定され、その後、平成 11 年、17 年の 2 回にわたって、議員立法により改正されている。

平成 17 年改正法の附則第 9 条において、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。これに基づけば、平成 18 年 6 月の改正法施行 5 年後に当たる平成 23 年度を目途として施行状況の検討を行い、その結果、必要があれば平成 24 年の通常国会において法改正を行うこととなる。

課題として取り上げるべき事項が多岐にわたっていることから、中央環境審議会動物愛護部会の下に「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し、議論を進めることとした。

同小委員会においては、平成 22 年 8 月から計 25 回にわたり関係者からのヒアリングや各課題についての議論を行った。「動物取扱業の適正化」に係る議論については、平成 23 年 7 月までに一巡したことからこれを総括し、パブリックコメントを実施したところ、総計約 12 万件の意見が寄せられた。同年 8 月以降に議論されたその他の課題については、10 月末に中間報告を取りまとめ、パブリックコメントを実施したところ、5 万件を超える意見が寄せられた。本報告書は、これらの議論の結果を取りまとめたものである。

### 2. 動物取扱業の適正化について

#### (1) 深夜の生体展示規制

生体の深夜展示や長時間の連続展示については、動物が受けるストレス等に関する科学的知見はまだ少ないが、必ずしも科学的に解明されないと規制できないものではないと考える。

深夜展示については動物の生態・生理（昼行性等）へ配慮し、特に犬や猫の幼齢個体については深夜展示による休息時間の不足、不適切な生活サイクルの強要等による重大なストレスを考慮して、これを規制する必要がある。また、長時間の連続展示によっても同様のストレスを受けると考えられるこ



とから、一定時間を超えないなどの措置が必要である。これらの動物へのストレスを軽減するために、購入者の利便性を制約することは許容されるとの意見が強かった。

規制の対象となる動物については、取締り等の実効性を考慮すると、まずは犬や猫を優先すべきであるが、他の哺乳類、鳥類、爬虫類についても規制の対象とすべきとの意見があった。

規制については展示時間や時間帯等の具体的数値を掲げることが望ましいが、明確な根拠を持たずに情緒的に決めることへの疑念もある。しかしながら、社会通念や国民の動物に対する愛護感情への侵害を考慮すると 20 時以降の生体展示は禁止すべきである。なお、ここでの展示には、特定の顧客に対して現物確認をさせる場合を含む。

## (2) 移動販売

ペット販売業者が、動物取扱業の登録を受けた事業所以外の場所で動物を販売すること（以下、「移動販売」という。）については、動物の販売後におけるトレーサビリティの確保やアフターケアについて十分になされていないことによる問題事例が散見されている。また、販売される動物にとっても移動や騒音等がストレスとなりやすく、給餌・給水等の様々な日常のケアが困難であるといえ、また不十分な管理体制の下では、病気の治療がなされない、移動時や移動販売先の空調設備が不十分、移動販売先の地域における感染症蔓延の可能性がある等、場合によっては動物の健康と安全に支障をきたすおそれが高い販売方法といえ、何らかの規制が必要である。

規制の方法については、トレーサビリティ、アフターケア、感染症の問題等が担保できることが必要であり、告示やガイドライン等で動物の移送や保管の際に守るべき基準を具体的に示すことが考えられる。

## (3) 対面販売・対面説明・現物確認の義務化

インターネット等により、販売者と飼い主が対面せず現物確認をしないまま取引を行う販売方法は、飼い主に対する当該動物の特性、遺伝性疾患及び疾病の有無等の事前説明や確認が不十分であるという点で問題であり、動物販売時の対面説明や現物確認の義務化が必要である。また、インターネットオークションでの動物取引については、出品者が動物取扱業の登録を受けているかどうかの確認が困難な事例が多いことから、その確認ができる制度が必要である。また、これを遵守させるための監視方法についても検討する必要がある。

#### (4) 犬猫オークション市場（せり市）

現在、販売されている犬や猫は、一定の割合でオークション市場での取引を経由していることから、これを動物取扱業の中に入れて基準の設定や監視する仕組みの構築が必要である。

具体的には、オークション市場に参加するペット関連業者が動物取扱業の登録業者であるかどうかの確認ができる仕組みや、市場の情報公開等により透明性を確保することが必要である。

また、遺伝性疾患は必ずしも幼齢時に確認できるものとは限らず、一定程度成長した後に発症する可能性があることから、動物取扱業全体としてトレーサビリティの確保は重要であり、特にオークション市場ではこれの確保に対するより一層の取組が必要である。

#### (5) 犬や猫の幼齢個体を親等から引き離す日齢

犬や猫において、一定の日齢に達していない幼齢個体を親や兄弟姉妹から引き離すと、適切な社会化がなされないとされている。特に犬では、早期に引き離した場合、成長後に、咬み癖や吠え癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まるとされている。犬と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期として、生後6週齢（42日齢）から8週齢（56日齢）までの間である等の報告があることに加え、イギリスやアメリカの一部の州では8週齢未満の犬の流通・販売等が禁止されている。

こうした科学的知見や海外における規制の現状を踏まえると、具体的数値に基づき、流通・販売させる幼齢個体を親等から引き離す日齢制限の取組強化が必要である。なお、日齢の設定については、店舗等での販売時ではなく、親等から引き離す時点を基準とすべきである。具体的日齢については、ペット事業者の団体が目指している45日齢、科学的根拠（ペンシルバニア大学のジェームズ・サーペル博士の行った実験結果）のある7週齢（49日齢）、海外に規制事例のある8週齢（56日齢）に意見が分かれている。

規制の手法については、強制力のあるものにすべきという意見が強かった一方で、まずは事業者による自主規制をもう少し充実させ、さらに次の法改正時での規制導入を目指すべきとの意見もあった。

#### (6) 犬猫の繁殖制限措置

いわゆるパピーミルと呼ばれる、大量繁殖施設において高い頻度で繁殖させられていたと考えられる犬が遺棄された事例が確認されている。これらの繁殖犬については母体への負担や健康面への悪影響が確認されている。これまで様々な犬種を作り出してきた実績のあるイギリスやドイツにおいては、

最初の繁殖年齢の設定や、生涯における繁殖回数を5～6回までに制限するよう規定されており、これらの国々の取組を参考として、繁殖を業とする事業者に対して、繁殖回数及び繁殖間隔について規制を導入すべきである。なお、猫の繁殖制限についても、同様に検討すべきである。

一方で、犬と猫の違いや、品種の違いによっても適切な繁殖の時期や頻度が異なるため、一律の規制が困難であることから、事業者による自主規制に任せるべきであるとの意見もある。

#### (7) 飼養施設の適正化

各種の飼養施設における適正飼養の観点から、動物種や品種に合わせた飼養施設や飼養ケージ、檻等の選択は重要であるが、現状では適正な施設のサイズや温湿度設定等の数値基準が示されていない。数値基準は可能な限り科学的根拠に基づき、現状より細かい規制の導入が必要であり、専門的な知識を持つ有識者で構成される委員会において議論をすべきとの認識が共有されたが、具体的には次のような意見があった。

- ・ 法規制ではなく、ガイドライン等の策定により、自治体が改善指導できるような仕組みとすべき。
- ・ 数値化に当たっては、対応が困難な高い目標設定ではなく、最低限許容する数値を設定すると同時に、推奨される数値も必要。
- ・ 飼養ケージや檻のサイズについては、動物種や品種によって体の大きさや習性も大きく異なるので、一律の数値基準の設定は困難。一方、犬や猫にあっては、体長や体高の何倍といった基準の設定も検討する。
- ・ 客観的な指標例としてアンモニア濃度が考えられ、これを象徴的指標として用いるべき。
- ・ 騒音や温湿度等を含め、多角的に数値化した方がよい。
- ・ 犬や猫のみならず、うさぎ等についても検討するべき。

#### (8) 動物取扱業の業種追加の検討

下記の①～⑤について新たな追加業種の候補として考えられる。しかしながら、これらを追加した場合、現状の自治体による登録や監視体制等について実効性が低下する可能性もあり、検討に当たってはこれに十分配慮する必要がある。

また、業種によっては、実態把握を目的とした届出制の対象とするような業種区分の導入が必要との意見もあった。

### ① 動物の死体火葬・埋葬業者

動物愛護管理法第2条で「動物が命あるものであることにかんがみ」となっていることや動物の福祉の推進という観点から、専ら死亡した動物を取り扱う業を動物取扱業に含めることは、法律の目的にそぐわないと考える。また、現在でも、地域の実情に応じて条例によって生活環境の保全や土地利用の観点から指導監督を行っている自治体もあることから、新たに業種として追加する必要性は無いとの意見が強かった。

一方で、同法第1条で生命尊重等の情操の涵養に資することが目的とされていることから、動物の葬送についても業種に含むべきとの意見もあった。

### ② 両生類・魚類販売業者

両生類や魚類については、国民感情を考慮すると現時点ではまだ動物取扱業に含めるべきではないとの意見、両生類については爬虫類の取扱業者と重複していることが多いため行政負担の増加はあまり見込まれないこともあり含めるべきという意見があった。

また、魚類等の遺棄により生態系への影響が見られる事例があり、生物多様性保全の観点からも問題の温床となっていることから規制の対象とすべきとの意見、遺棄を防止するため販売時の説明責任だけでも課すべきとの意見があったが、生物多様性保全の概念は動物愛護管理法の目的の域を出て幅が広くなり過ぎることから含めるべきではないとの意見、行政の側に両生類及び魚類に関しての苦情やトラブルがほとんど無いことや飼えなくなった場合の放流等は動物取扱業側の問題ではなく飼い主の飼養責任が大きいと考えられることから動物取扱業に含めるのは時期尚早との意見が多かった。

### ③ 老犬・老猫ホーム

所有権を移して長期的に動物をケアすることにより対価を得る老犬・老猫ホームのような業種については、現状では動物取扱業のカテゴリーに含まれないため、業種登録等の規制が必要と考えられる。

### ④ 動物の愛護を目的とする団体

動物の愛護を目的とする団体（以下「動物愛護団体」という。）であって、動物を実際に取り扱うものについては団体数も多いことから、何らかの規制が必要であることについて概ね共有されたが、動物愛護管理法第35条第4項には、都道府県知事等は動物愛護団体に犬及びねこの引取りを委託することができることされており、動物愛護行政における公益性等を考慮

して一般的な動物取扱業者とは異なる対応が求められる。

#### ⑤ 教育・公益目的の団体

専門学校等の教育目的の飼養動物の取扱いについては、何らかの形で動物愛護管理法の枠組みに入れることを検討する必要がある。

#### (9) 関連法令違反時の扱い（登録拒否等の再検討）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等の動物の取扱いに関連する法令に違反した際、動物取扱業の登録拒否・取消しを行える条項を追加すべきである。現行の「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年環境省告示第20号）」第6条第5号でも、取引相手が関連法令に違反していないことを聴取する規定があることから、この部分を活用して欠格事由を更に厳格にすることが可能と考える。なお、関連法令については動物愛護管理の観点から選定すべきである。

#### (10) 登録取消の運用の強化

現行法でも、違反すれば動物取扱業の取消しが可能な条文となっているが、違反業者の登録の取消しについて、より迅速に発動しやすくなるよう細目の書きぶりに具体性を持たせることや、虐待の判断について獣医師等の専門家に助言を求める体制確保など、運用面の工夫が必要である。

#### (11) 業種の適用除外（動物園・水族館）

我が国の動物園・水族館と呼ばれる施設には、野生動物の展示を通じた普及教育機関の一翼を担っている施設、希少野生動物の飼育下繁殖による生息域外保全を担う施設、動物とのふれあいを目的とした施設等があり、また運営形態も公益性の高い公営施設から営利目的の民間施設まで様々である。また、社団法人日本動物園水族館協会の加盟園館のように、動物の展示や飼養に関する独自の倫理規定を持ち、これに基づく適正飼養及び管理等の自主規制を行っている施設がある一方で、「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」や「展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16年環境省告示第33号）」を遵守していない動物展示施設も散見される。これらを考慮すると、動物園・水族館と呼ばれる施設全体を対象として、一律に現在の動物取扱業の適用除外を行うのは困難である。

#### (12) 動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討）

動物取扱責任者研修を実質的に意義のあるものにするため、現在一律に実施されている研修内容について、ある程度は業種によって適正な細分化を図るなど、その実施方法について工夫が必要との認識が共有された。

#### (13) 販売時説明義務の緩和（犬猫以外の小動物等での説明義務項の緩和の検討）

生体販売市場で、安価なハムスター等が粗雑に扱われていたことや遺棄による在来種への影響の問題が各地で発生していることなどから、販売時の説明義務は重要であり、緩和をすることは適当ではない。

また、野生の鳥類等の場合における輸入元の原産国・国内繁殖の別など、更に厳格に明記させるべき項目も存在する一方で、文書交付のみで口頭説明の省略が可能な項目や、小鳥・小型哺乳類・爬虫類等については少ない説明でもよいとの意見などが出されたところであり、きめ細やかな説明項目の設定を検討すべきである。

#### (14) 許可制の検討（登録制から許可制に強化する必要性の検討）

現在の登録制は実質的には許可制として位置付けられるものと考えられることから、許可か登録かという名称にかかわらず、実質的な規制の内容について検討を深める必要がある。

（現在の動物愛護管理法における登録制については、既に登録の拒否及び取消しという概念があるなど、許可制と同等レベルの規制である。）

### 3. 虐待の防止

動物の虐待防止については、動物愛護管理法第44条に罰則規定があるものの、必ずしも十分に活用されていないとの指摘がされており、また、より直接的に虐待を受けている動物の保護を図るためにどのように対応すべきか等について議論がなされた。何が虐待に当たるかが法律上不明確である、未然防止のための具体的手段が不十分である等の指摘がされている。

#### (1) 行政による保護等

虐待の未然防止のための手段については、虐待が生じる前に未然に相談できる体制を整えるとともに、虐待が疑われる場合に、対象となる動物を緊急的に保護することを可能とすべきではないかとの議論があった。これらについて、現実的な対応としては、優良な対処事例の集約と情報共有、問題事例の受付窓口の明確化、自治体における動物愛護管理担当部局と警察間の連携強化等の方法を推進していくべきである。一方、自治体が、緊急時に動物の一時保護を可能とする規定を設けることを検討すべきとの意見があった。ま

た、虐待を行った者に対して、飼育禁止命令をかけられるような仕組みを導入することを検討する必要があるとの意見もあった。それに対しては慎重な意見もあったが、周辺住民に迷惑がかかっている等の状態を前提条件とするならば、私有財産権の正当な行使の限界を超えていると考えることができ、その部分について規制することは問題ないとの意見もあった。

## (2) 取締りの強化及び罰則規定の見直し

虐待の処罰は抑止効果という観点から重要であり、その取締りの強化を図ることが重要である。具体的には、どのような行為が動物虐待に当たるかについて動物虐待罪の構成要件をより明確にする必要がある。また、自治体の動物愛護部局に司法警察権を有する職員を配置して取締りに当たらせることが有効であるとの意見があったが、前述のとおり、まずは警察との連携強化等により対応すべきである。

動物愛護管理法における罰則規定について、「虐待」という用語が第44条第2項に包括的に規定されているが、殺傷（同条第1項）や遺棄（同条第3項）の規定との関係を整理する必要がある。さらに、動物の酷使など、今まで明確に位置付けられていない行為を例示して明確に規定することにより、罰則規定をより具体的にして積極的な摘発を促すこと、動物虐待行為の処罰を確実に進めることが必要である。なお、罰則の強化については9. に言及する。

## (3) 闘犬及び闘牛

闘犬等の動物同士を闘わせる行為については禁止すべきであるという意見があったが、伝統行事として社会的に認容されている事例については一律に禁止することは適切ではない。また、闘犬目的で飼育されている犬を飼育許可制とすべきとの意見があった。行事開催者の動物取扱業の登録の徹底、獣医師による適切な監視、治療、アフターケア等に関する基準の策定など、動物への負担を可能な限り軽減し、情報集約や実施内容の透明性を確保する取組が必要である。

## 4. 多頭飼育の適正化

多頭飼育は、適正飼養や周辺的生活環境に係る問題につながりやすいことが指摘されている。動物愛護管理法には、多頭飼育に起因して周辺的生活環境が損なわれている場合に勧告や措置命令を行える規定が既に存在している。この規定に関して、発動要件を明確化することにより勧告や措置命令を発動しやすくすべきである。さらに、不適正な取扱いや虐待を防止することを目的として勧告や措置命令をより発動させやすくなるよう検討すべきであるとの意見があった。

また、一部の飼い主に対しては、動物愛護管理法に基づく勧告や措置命令

に従わない場合があるため、行政や民間団体による支援によって動物の飼養状況や周辺の生活環境を改善する方策も同時に必要であるとの指摘があった。

多頭飼育による問題及びその対処は、地域によって体制や実情が様々であることから、飼養基準やガイドラインにより適正飼養を促すとともに、既に一部の自治体で先行的に実施されているように、自治体における条例等に任せるべきとの意見が多かった。一方で、多頭飼育に起因する問題は全国的に発生しており、これを未然に防止する観点から、動物愛護管理法に一定頭数以上の多頭飼育者の届出制を導入すべきであるとの意見もあった。具体的な頭数については、10頭や20頭が目安となるという意見があったが、いずれの数字も明確な根拠が無いとの意見もあった。

## 5. 自治体等の収容施設

自治体は一般の飼い主や動物取扱業者への指導を行っている立場であることにかんがみ、自治体が運営する動物収容施設については、その施設や管理に係る具体的基準を、指針のような形で示すことにより、各種収容動物に対して適切な飼養管理を行うよう促すべきである。なお、指針の策定に当たっては、収容直後の一時的な留め置きから譲渡先等を探す間の長期的な収容まで、目的によって期間や収容状況が様々であることや、自治体における財政事情についても考慮する必要がある。

犬や猫の収容施設における設備や業務等の一般国民への公開の範囲や方法は、現在も各自治体のルールに基づいて行われているところであり、引き続き全国一律の基準ではなく、自治体毎の判断に基づいて的確に実施されるべきである。

施設内で実施される殺処分の方法については、殺処分される動物の肉体的・精神的苦痛を軽減する観点から、処分数の多寡や各個体の特性等に応じて、科学技術の進展も踏まえつつ適切な手法を使い分ける必要がある一方で、確保できる人員や財政等の事情や実施職員の精神的負担の低減や安全確保についても配慮する必要がある。適切な殺処分の具体的な手法に係る基準については、最新の科学的な知見を踏まえて社団法人日本獣医師会等の専門的機関において示されることが望ましい。

犬や猫の引取りについては、安易な引取りを防止するために、現在でも飼い主に対する説得がなされているところであり、条例等の状況にもかんがみ、制度上も終生飼養の責務に照らして引取りを求める特段の事情がないと認められる等の一定の場合には引き取らないことができるようにすべきであるとの意見があった。また、殺処分数の減少のためには引取りの後に自治体が行う返還や譲渡等も重要であり、特に所有者不明の犬や猫について所有者確認



を行った上で必要な措置を実施することが有効であることから、これらのプロセスについても検討すべきである。

なお、犬や猫の収容施設の改善や譲渡活動の推進については民間団体との連携を進めるべきとの意見があった。

## 6. 特定動物

特定動物については、基本的に一般国民が安易に飼育すべきではないとの観点から一律の禁止は困難であるとしても、特定動物の生理、生態等に適した基準の導入等によりの確に飼育を行える者だけが責任をもってその飼育を行えるようにすべきとの意見があった。例えば、特定動物の飼養者は、災害時でも適切な飼養管理を継続することができなければならないこととすべきとの意見があった。

特定動物は非常に広範囲の分類群にまたがる野生動物種で構成されており、また人間に対する各指定種が持つ危険性（毒性、殺傷力等）の判断については専門性の極めて高い分野であるため、特定動物の範囲については、別途に各分野の有識者で構成される委員会等での議論が必要である。

咬傷事故が多い特定の犬種を特定動物とすべきではないかとの議論があったが、特定動物の飼養規制で「犬種」レベルでの規制をしようとしても、これらはすべて同種の「イヌ」の範疇に入るため、犬種指定等による規制は困難である。また危険性についても、個体ごとの性質や飼い主の飼育方法によるところが大きいため、飼い主による適正飼養の義務を徹底させることが重要である。なお、犬による事故の抑制については、飼い主等の周辺情報を公表することが再発防止につながるのではないかという意見があった。

なお、特定動物の移送時に通過する都道府県等へ通知するという手続きの緩和については、これまでの逸走事例等から、問題が生じる可能性が低いと判断できるならば緩和することも考えられるが、移送中に長時間滞在する休憩地点等については通知することが必要である。

## 7. 実験動物の取扱い

実験動物の管理者等は「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」に基づき、研究機関等による自主管理を基本として実験等の適正化を図っているところである。この自主管理体制においては、不適切な事例や問題点がほとんど見られないことに加え、第三者評価制度も運用され始めたところであることから、現在の仕組みの充実とある程度時間をかけた検証が重要であるとの意見があった。

一方で、実験動物施設については、必ずしもすべての施設において情報公

開が進んでおらず、実験動物の取扱いに係る問題が存在しても表面に出てきていないとの懸念がある。また、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省が策定したガイドラインが適用されていない施設もある。こうした施設の把握に加え、事故時・災害時の実態を把握するためにも、関連団体の連携強化や届出制等を検討する必要があるとの意見があった。

届出制等に関しては、仮に導入した場合、対象施設の審査のための立入りに当たって、実験等の目的の達成に支障を及ぼす行為の範囲について自治体の職員では判断が困難であることが想定されることから、実効性の確保が困難ではないかとの意見があった。

実験動物は、実験を目的に生産される動物であり、産業動物と同様にいわゆるペットとは飼養管理方法が異なるとともに、業界団体によって生産業者や生産数等の実態が把握されているという状況を踏まえ、実験動物生産業者を動物取扱業の登録対象に含めるべきではないとの意見があった。

一方で、動物種によっては実験動物と家庭動物等の両方で扱われるが、これらはともに動物愛護管理法の基本原則に従って適切な取扱いが求められるため、動物取扱業の登録対象とすべきとの意見があった。

また、動物を科学上の利用に供する場合のいわゆる3Rのうち、代替法の活用と使用数の削減についても義務規定とすべきとの意見があった。

## 8. 産業動物の取扱い

快適性に配慮した家畜の飼養管理を行うことによって、家畜のストレスや疾病、けが等を減らし、家畜が健康であることは、安全な畜産物の生産につながることのみならず、生産者にとっても家畜の能力を引き出し、治療費等のコスト低減につながることから、既に取組が行われている現場もある。また、動物福祉に配慮した取組を付加価値として販売促進につなげている事例もある。

産業動物の福祉を向上させるために具体的な数値基準に係る飼養基準を新たに設定することにより、飼養・管理に係るコストが増加し、それに伴って国民の経済負担が増加することにつながる可能性があることから、一般国民における動物福祉に関する認知度の向上を推進するための普及啓発が必要である。

なお、「五つの自由」の概念に関しては、産業動物に限定せずに動物全体に対する理念として動物愛護管理法に明記することが望ましい。

また、産業動物や実験動物については、各種の国際的なガイドラインの動向も勘案していくべきであるとの意見があった。

## 9. 罰則の強化

罰則は、動物を虐待し、又は不適正な取扱いを行う者に対して、一定の抑止力を持つという観点からも重要であり、依然として虐待等が多く見られる状況であることから、罰則の強化を検討すべきである。具体的には、我が国における自然の生態系全体の破壊と動物の命をみだりに絶つということは、双方とも同様に重い罪であり、動物愛護管理法の罰則を特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）や器物損壊罪と同じレベルにまで引き上げるべきであるとの意見、法人重課（法人に科せられる罰金を重くすること）などの導入も検討すべきとの意見があった。一方で、殺傷罪に対する罰則については、現状でも先進的な外国法と比較しても遜色がないという意見もあった。その他、動物取扱業に関する各種の罰則についても、その強化を図るべきとの意見があった。

## 10. その他

### (1) 犬のマイクロチップの義務化

個体識別用のマイクロチップは、脱落・破損・摩耗等の可能性が低く、他の所有明示措置に比べても確実なトレーサビリティを確保できる等の利点がある。一方で、識別には専用機器によるデータの読み取りが必須で、チップ自体や挿入器のサイズの点で小型犬の飼い主に抵抗感があるなどの欠点もある。現時点では普及率が推定 2% と低い状況にあり、こうした状況では、マイクロチップの義務化によって国民にもたらされるメリットが明確ではない。

このため、現時点では、データ読み取り器の更なる普及やマイクロチップ自体の小型化など、普及率を向上させる取組が重要である。

今後、犬のマイクロチップ装着を義務付けるためには、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）における犬の登録との整合性が必要である。また普及率向上のために獣医師以外の者にも施術の道を開くことが有意義との意見がある一方で、マイクロチップの装着は獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 17 条に規定する診療行為に該当するものであることや、獣医師以外の者による施術の危険性を指摘する意見もあった。

### (2) 犬猫の不妊去勢の義務化

犬や猫に不妊去勢措置を実施することによって過剰な繁殖を防ぐことは、適正飼養の推進や殺処分数の減少のために重要である。しかし、不妊去勢の義務化により、繁殖に対する適切な理解を持ち、適正な飼養をしている飼い主の繁殖させる権利を奪うべきではない。したがって、犬や猫の不妊去勢については、動物愛護管理法による義務付けという手段ではなく、飼い主への

普及啓発、繁殖制限に係る説明を販売時に徹底させること、自治体が譲渡する犬や猫への処置等の取組によって推進すべきである。

### (3) 飼い主のいない猫の繁殖制限

飼い主のいない猫の問題について、地域住民が合意の下に猫を管理する「地域猫活動」と呼ばれる活動によって成果を上げつつある事例が見られるが、依然として不適切な給餌や不妊去勢の未処置により猫が増える事例は全国的に見られ、その結果、猫の殺処分はあまり減少していない。この問題の解決には、地域住民や行政担当者等、関係者による地道な努力が重要であり、一律の規制ではなく、条例や自治体による指導等で地域の実情に合った対策を講ずべきである。

### (4) 学校飼育動物および公園飼育動物の適正飼養

学校飼育動物は、不適切な管理により死亡した、または、虐待の対象とされた例もあることから、学校において適正な飼養管理や実態把握ができる仕組み作りが必要であり、必要に応じて関係機関に助言等を行う必要がある。

公園飼育動物については、動物取扱業の展示業に該当するものについては、料金徴収の有無に関わらず動物取扱業の登録対象であり、その徹底を図るべきである。

### (5) 災害対応

現在、動物愛護管理法には災害対応に関する条文はないが、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号。以下「基本指針」という。）」には、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること等が講ずべき施策とされており、およそ8割の自治体が地域防災計画等に災害時におけるペットの取扱いについて明記している。

自治体等が災害時に行うべき動物愛護に関する措置については、自治体の裁量によって地域の実情に応じ、また、ペット等それぞれの飼養動物の特性に応じて、動物愛護推進計画や地域防災計画上での動物救護や迷子動物対策等を推進するための根拠として動物愛護管理法に基本的な事項を規定すべきである。また、自治体間で協力して広域的に対応する体制についても検討する必要があるとの意見があった。

災害対応では行政と民間の協力が非常に重要である。動物愛護管理法には、動物愛護推進員の委嘱や動物愛護推進協議会の設置に関する規定が存在する

など、地域における民間団体等との協力体制を築く仕組みが既に存在するが、災害対応についてもこれらが活用できるような規定を設けるべきである。

また、動物取扱業者が販売時に説明すべき事項に災害時の避難や準備について加えるべきではないかとの意見もあった。

#### **(6) 実施体制への配慮**

規制や施策の強化を実効あるものにするためには、自治体の業務の増加等について、財政措置や情報の提供等必要な支援措置の充実についても併せて検討すべきである。

研究機関等における動物実験に係る体制整備の状況等に関する調査結果について

平成23年9月28日  
文 部 科 学 省

1. 調査の概要

(1) 目的

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月文部科学省告示。以下「基本指針」という。)において研究機関等の長の責務とされている機関内規定の策定及び動物実験委員会の設置などについての対処状況を把握すること

(2) 時期

平成23年6月～9月

(3) 対象

国公立大学長、国公立短期大学長、国公立短期大学部長、大学共同利用機関法人機構長、国公立高等専門学校長、国立教育政策研究所長、科学技術政策研究所長、文部科学省所管の独立行政法人の長、関係の特例民法法人の長(計1,656機関)(回収率100%)

(4) 調査内容

(3)に示す機関毎に、調査票を送付し、調査結果を回収

2. 調査の結果概要 (参考参照)

(1) 動物実験等を実施している機関

426件(調査対象機関1,656件のうち約26%)

(2) ①基本指針に基づき、機関内規定を策定している機関

390件(動物実験等を実施している機関426件のうち約92%)

②策定を予定している機関

36件(動物実験等を実施している機関426件のうち約8%)

③策定を予定していない機関

0件

(3) ①基本指針に基づき、動物実験委員会を設置している機関

388件(動物実験等を実施している機関426件のうち約91%)

②設置を予定している機関

38件(動物実験等を実施している機関426件のうち約9%)

**③設置を予定していない機関**

0件

**(4)①基本指針に基づき、研究機関等の長による動物実験計画の承認又は却下を実施している機関**

378件(動物実験等を実施している機関426件のうち約89%)

**②承認又は却下の実施を予定している機関**

48件(動物実験等を実施している機関426件のうち約11%)

**③承認又は却下の実施を予定していない機関**

0件

(2)～(4)において、「機関内規定の策定」、「動物実験委員会の設置」、「研究機関等の長による動物実験計画の承認及び却下」について、いずれか1つでも対応を予定していると回答した機関については、基本指針に基づいた対応を行うまでは動物実験を行わないことを、文部科学省より直接該当機関に確認している。さらに、該当機関が平成23年10月末までに対応を行うように文部科学省より指導し、該当機関からの対応の報告を求めている。

**(5)①基本指針に基づき、動物実験等の終了の後、研究機関等の長が動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ改善措置を講じている機関**

309件(動物実験等を実施している機関426件のうち約73%)

**②研究機関等の長が動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ改善措置を講じることを予定している機関**

117件(動物実験等を実施している機関426件のうち約27%)

**③研究機関等の長が動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ改善措置を講じることを予定していない機関**

0件

**(6)①基本指針に基づき、教育訓練等を実施している機関**

314件(動物実験等を実施している機関426件のうち約74%)

**②教育訓練等の実施を予定している機関**

112件(動物実験等を実施している機関426件のうち約26%)

**③教育訓練等の実施を予定していない機関**

0件

- (7)①**基本指針に基づき、自己点検及び評価を実施している機関**  
244件(動物実験等を実施している機関426件のうち約57%)
- ②**自己点検及び評価の実施を予定している機関**  
182件(動物実験等を実施している機関426件のうち約43%)
- ③**自己点検及び評価の実施を予定していない機関**  
0件

- (8)①**基本指針に基づき、動物実験等に関する情報を適切な方法により公表している機関**  
142件(動物実験等を実施している機関426件のうち約33%)
- ②**動物実験等に関する情報を適切な方法により公表することを予定している機関**  
284件(動物実験等を実施している機関426件のうち約67%)
- ③**動物実験等に関する情報を適切な方法により公表することを予定していない機関**  
0件

(5)～(8)において、「動物実験実施結果の研究機関等の長への報告・改善措置」や「教育訓練等」、「自己点検及び評価」等について、いずれか1つでも対応を予定していると回答した機関に対しては、文部科学省より、平成23年12月末までに実施するように指導している。

- (9)①**文部科学省の競争的資金等において、関係法令や指針等に違反した場合に、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消す場合があることを、内部で周知している機関**  
299件(動物実験等を実施している機関426件のうち約70%)
- ②**上記について、内部で周知していない機関**  
103件(動物実験等を実施している機関426件のうち約24%)
- ③**上記について、知らなかった機関**  
24件(動物実験等を実施している機関426件のうち約6%)

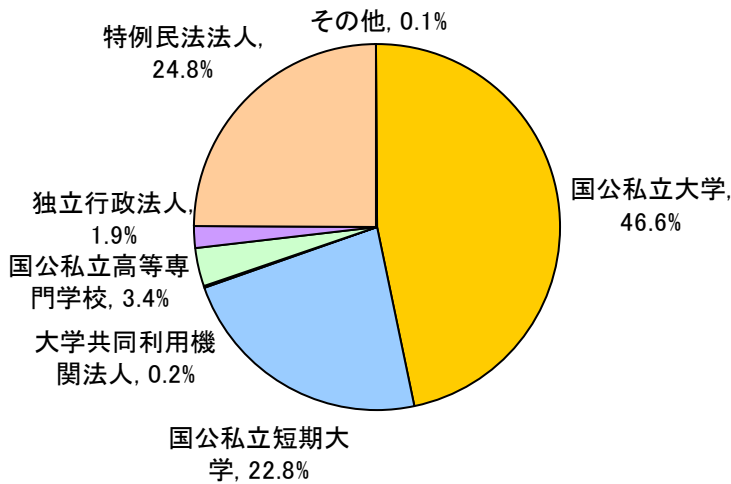


### 3. 文部科学省における対応

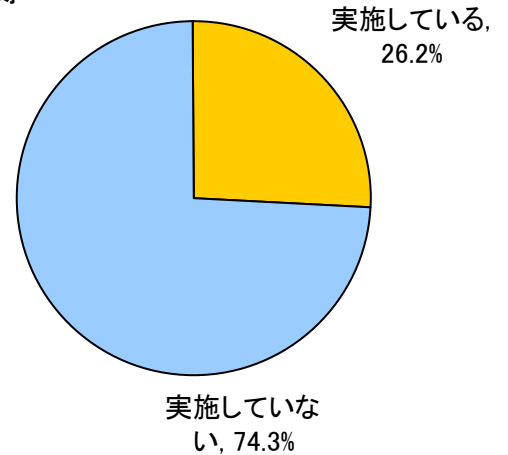
- 「機関内規定の策定」「動物実験委員会の設置」「研究機関等の長による動物実験計画の承認又は却下」のいずれか一つでも対応を予定していると回答した機関（57件、動物実験を実施している機関426件のうち約13%）については、基本指針に基づいた対応を行うまでは動物実験を行わないことを直接当該機関に確認している。さらに、平成23年10月末までに対応を行うように文部科学省より該当機関に指導し、対応の報告を求めている。
- 併せて、「動物実験実施結果の研究機関等の長への報告・改善措置」や「教育訓練等」、「自己点検及び評価」等のいずれか一つでも対応を予定していると回答した機関に対しては、文部科学省より、平成23年12月末までに実施するように指導している。
- 今後、文部科学省としては、説明会の開催等を通じ基本指針の周知及び遵守の更なる徹底を実施予定。

# 研究機関等における動物実験に係る体制整備の状況等に関する調査結果について

## ○調査対象の内訳 (N=1,656)



## 動物実験等を実施している機関 = 426機関



(N=426)

問3: 機関内規定の策定	390件 (92%)	36件 (8%)	
策定している ※1		策定の予定がある	
問4: 動物実験委員会の設置	388件 (91%)	38件 (9%)	
設置している ※2		設置の予定がある	
問5: 動物実験計画の承認/却下の実施	378件 (89%)	48件 (11%)	
実施している ※3		実施の予定がある	
問6: 計画の実施結果について研究機関等の長への報告/改善措置の有無	309件 (73%)	117件 (27%)	
実施している		実施の予定がある	
問7: 教育訓練の実施	314件 (74%)	112件 (26%)	
実施している		実施の予定がある	
問8: 自己評価の実施	244件 (57%)	182件 (43%)	
実施している		実施の予定がある	
問9: 情報公開の実施	142件 (33%)	284件 (67%)	
公表している		公表の予定がある	
問10: 指針に違反した場合の競争的資金等における措置配分停止の周知	299件 (70%)	103件 (24%)	24件 (6%)
知っている		知っているが周知していない	知らない

※1 研究機関等の長が責任をもつ形となっていない機関9件を含む  
 ※2 研究機関等の長が責任をもつ形となっていない機関6件を含む  
 ※3 研究機関等の長が責任をもつ形となっていない機関6件を含む